

令和7年5月30日

福津市議会
議長 高山 賢二 様

市民福祉委員会
委員長 秦 浩

市民福祉委員会報告書

令和7年第3回福津市議会定例会において、議決を受けておりました閉会中の所管事務調査について、その調査結果を会議規則第110条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

1. 調査事項

福津市障がい者就労支援の実態

2. 期日

令和7年5月13日（火）

3. 調査にあたって

本市における障がい者の就労支援施設を確認し、就労支援の実態や課題について調査を行った。

4. 調査結果

市内には、10カ所の就労支援施設があり、そのうち、就労継続支援B型事業所は10カ所、就労継続支援A型事業所は1カ所、就労移行支援事業所は1カ所、就労定着支援事業所は1カ所となっている。

就労継続支援B型では、「できることからゆっくり」を主軸に、就労に向けて作業をする場所を提供している。労働時間の制約はなく、自分のペースに合わせて通うことができる社会活動の場として利用し、訓練の中で社会生活におけるルールを学び、能力を向上させる「作業を通じて働く練習をする場所」である。作業の内容は主に、内職作業、パン・お菓子の製造、施設外作業(委託清掃、除草、ポスティングなど)を行っている事業所が多い。

就労継続支援A型は「サポートを受けながらお仕事」を主軸に、障がいのある仲間と一緒に、週20時間以上の勤務を原則として、サポートを受け

ながら仕事をしている。事業所を利用する際は、雇用契約が結ばれ、県の最低賃金以上の時給が支払われる。作業内容は主に、農業、清掃、調理、クリーニングなどを行っている事業所が多い。なお、市内には農作業を主としている事業所の作業場がある。

就労移行支援事業所では「就職をめざし訓練」を主軸に、一般企業で働くことを目指し、2年以内の期限で訓練をする。就職に必要な知識、技術を身につけ、一般企業での実習、職場探しなどを支援する。

就労継続支援A型が本市に少ない理由は、就労支援を行うために必要なサービス管理責任者の確保が困難であり、施設の準備はできているが人的要因で開設ができない状況があることである。また、就労継続支援A型は、週20時間以上の勤務及び県の定める最低賃金以上の時給を支払うことが義務づけられている。利用者の心身の状態によっては、安定的な就労が困難になる場合があり、国、県、市からの公費負担額が減額され経営が難しくなることがあり、市内で手を上げる事業者が少ないとも聞いている。

就労継続支援A型の新規開設を希望する事業者には、県の許可申請に必要な書類である市の意見書を、積極的に作成し渡している。

就労継続支援A型事業所のニーズは、相談支援事業所との連携会議で確認しており、不足しているという意見がない状態であるため、市から積極的な公募等を行ってはいない。現在、市内在住で市外の就労継続支援A型を利用している人数は50人となっている。

5. 委員会からの提言

市外の就労継続支援A型事業所へ通所している人が、50人いるということとは、それなりに需要があると考え。また、市内の人だけが利用するというのではなく、市外から福津市内の利用も見込まれるため、より積極的な事業所誘致が必要と考える。

就労継続支援A型事業所の維持が難しいということであれば、当該部署で完結するのではなく、各部署と横断的に連携して仕事を調達したり、福津市商工会等の団体と引き合わせたりして、仕事をマッチングさせる場を設けていく必要があると考える。また、令和8年度には宗像市に特別支援学校が開校するため、福津市にもこういった事業所の需要が高まることが予想される。それまでに、就労支援事業所の拡充をしていく施策が必要である。新規の事業所だけでなく、市内の既存の企業にも、就労支援の事業があることを知ってもらう機会をつくる施策を行うことで、開業につながると考える。